

静岡県告示第393号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権及び定置漁業権の漁場ごとの免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成30年5月7日

静岡県知事 川勝平太

区画漁業権

1 公示番号 特区第1号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市上多賀戸又地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第1号 熱海市上多賀戸又 828番地に設置した標識
(北緯35度03分34.7665秒、東経139度04分20.3695秒)

イ 基点第1号から真方位 137度40分 162メートルの点

ロ 基点第1号から真方位 117度55分 295メートルの点

ハ 基点第1号から真方位 151度58分 484メートルの点

ニ 基点第1号から真方位 169度32分 423メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県熱海市上多賀

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第2号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市下多賀地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 2号 熱海市下多賀池田港防波堤に設置した標識
(北緯35度03分02.2858秒、東経139度04分17.9854秒)

イ 基点第 2号から真方位 89度00分 190メートルの点
ロ 基点第 2号から真方位 46度58分 168メートルの点
ハ 基点第 2号から真方位 51度55分 287メートルの点
ニ 基点第 2号から真方位 120度00分 580メートルの点
ホ 基点第 2号から真方位 145度00分 500メートルの点
ヘ 基点第 2号から真方位 142度00分 100メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県熱海市下多賀
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第3号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市下多賀地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 3号 熱海市下多賀小山 541番地北東角に設置した標識
(北緯35度02分52.9449秒、東経139度04分47.4621秒)

イ 基点第 3号から真方位 117度00分 120メートルの点
ロ 基点第 3号から真方位 88度00分 190メートルの点
ハ 基点第 3号から真方位 111度00分 320メートルの点
ニ 基点第 3号から真方位 127度00分 300メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県熱海市下多賀
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第4号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ、しまあじ、さくらます小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市網代地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 4号 熱海市網代魚市場岸壁東端に設置した標識
(北緯35度02分46.4600秒、東経139度05分18.9000秒)

- イ 基点第 4号から真方位 298度00分 522メートルの点
- ロ 基点第 4号から真方位 319度00分 421メートルの点
- ハ 基点第 4号から真方位 307度00分 261メートルの点
- ニ 基点第 4号から真方位 281度00分 409メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県熱海市網代
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第5号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県伊東市宇佐美地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 5号 伊東市宇佐美留田港堤防に設置した標識
(北緯35度00分27.3878秒、東経139度05分29.1679秒)

- イ 基点第 5号から真方位 223度00分 350メートルの点
- ロ 基点第 5号から真方位 204度00分 950メートルの点
- ハ 基点第 5号から真方位 215度00分 1,000メートルの点
- ニ 基点第 5号から真方位 243度00分 500メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県伊東市宇佐美
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第6号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県伊東市新井地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第6号 伊東市新井第一防波堤東側先端

(北緯34度58分26.0335秒、東経139度06分26.1875秒)

- イ 基点第6号から真方位 100度00分 284メートルの点
- ロ 基点第6号から真方位 89度00分 428メートルの点
- ハ 基点第6号から真方位 97度00分 450メートルの点
- ニ 基点第6号から真方位 109度00分 318メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県伊東市新井
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第7号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡河津町見高地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第7号 賀茂郡河津町見高今井浜エビス山突端に設置した標識

(北緯34度45分04.2589秒、東経139度00分16.2411秒)

- イ 基点第 7号から真方位 100度00分 170メートルの点
- ロ 基点第 7号から真方位 120度00分 455メートルの点
- ハ 基点第 7号から真方位 145度30分 460メートルの点
- ニ 基点第 7号から真方位 169度30分 180メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県賀茂郡河津町見高
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第8号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 8号 賀茂郡東伊豆町稲取藤三払防波堤先端に設置した標識
(北緯34度45分58.7537秒、東経139度02分02.5956秒)

- イ 基点第 8号から真方位 208度00分 500メートルの点
- ロ 基点第 8号から真方位 221度30分 650メートルの点
- ハ 基点第 8号から真方位 249度00分 530メートルの点
- ニ 基点第 8号から真方位 244度00分 330メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第9号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業

- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県下田市白浜地先
- (5) 漁場の区域
次の基点第 9号、イ、ロ、ハ、基点第 10号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域

- (6) 点の位置
基点第 9号 賀茂郡河津町、下田市界に設置した標識
(北緯34度43分03.3062秒、東経138度59分28.7338秒)
基点第 10号 下田市白浜板戸港防波堤に設置した標識
(北緯34度42分23.8621秒、東経138度58分46.9621秒)
イ 基点第 9号から真方位 110度00分 150メートルの点
ロ イから真方位 104度00分 20メートルの点
ハ 基点第 10号から真方位 100度00分 900メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県下田市白浜
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第10号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県下田市白浜地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 11号、イ、ロ、基点第 12号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま
れた区域

- (6) 点の位置
基点第 11号 下田市白浜浦戸に設置した標識
(北緯34度41分14.1061秒、東経138度58分26.7813秒)
基点第 12号 下田市白浜、外浦(馬の背鼻)界に設置した標識
(北緯34度40分44.6164秒、東経138度58分38.9436秒)
イ 基点第 11号から真方位 100度00分 800メートルの点
ロ 基点第 12号から真方位 84度00分 300メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県下田市白浜
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第11号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県下田市吉佐美地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第13号、イ、ロ、基点第14号及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第13号 下田市鍋田、吉佐美界俗称アビキ穴口に設置した標識
(北緯34度39分33.5353秒、東経138度56分08.0902秒)

基点第14号 下田市吉佐美雀島に設置した標識

基点第15号 下田市吉佐美前磯に設置した標識

イ 基点第13号から真方位 158度00分 300メートルの点

ロ 基点第14号から真方位 158度00分 200メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県下田市吉佐美
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第12号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県下田市五丁目鍋田地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 16号 下田市狼煙埼突端に設置した標識

イ 基点第 16号から真方位 348度00分 345メートルの点

ロ 基点第 16号から真方位 17度30分 250メートルの点

ハ 基点第 16号から真方位 352度10分 145メートルの点

ニ 基点第 16号から真方位 329度10分 280メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県下田市(旧下田)

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ養殖業

(3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町湊地先

(5) 漁場の区域

次の基点第17号、基点第18号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第17号 賀茂郡南伊豆町湊赤根に設置した標識

基点第18号 賀茂郡南伊豆町手石港堤防に設置した標識

(北緯34度37分46.6238秒、東経138度53分21.5086秒)

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県賀茂郡南伊豆町湊

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ養殖業

(3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎本瀬地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 19号、基点第 20号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 19号 賀茂郡南伊豆町石廊崎本瀬磯守に設置した標識

基点第 20号 賀茂郡南伊豆町石廊崎足金根に設置した標識

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年 9月 1日

5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで

6 地元地区 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎

7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ養殖業

(3) 漁業の時期 11月 1日から翌年 4月30日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町中木地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 21号、基点第 22号、基点第 23号、基点第 24号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 21号 賀茂郡南伊豆町中木コムネガ埼に設置した標識

基点第 22号 賀茂郡南伊豆町中木ナガサキ島東側に設置した標識

基点第 23号 賀茂郡南伊豆町中木ナガサキ島西側に設置した標識

基点第 24号 賀茂郡南伊豆町中木ナガサキの鼻に設置した標識

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年 9月 1日

5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで

6 地元地区 静岡県賀茂郡南伊豆町中木

7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ養殖業

(3) 漁業の時期 11月 1日から翌年 4月30日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町妻良、子浦地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 25号、基点第 26号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 25号 賀茂郡南伊豆町妻良鯛ヶ岬突端

基点第 26号 賀茂郡南伊豆町子浦地ナガハイ突端

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年 9月 1日

5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで

6 地元地区 静岡県賀茂郡南伊豆町妻良、子浦

7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦江梨地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 31号、基点第 32号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 31号 沼津市西浦江梨小来海 384番地に設置した標識

基点第 32号 沼津市西浦江梨海老川、下田ノ輪界に設置した標識

(北緯35度01分20.6565秒、東経138度48分48.3135秒)

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年 9月 1日

5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで

6 地元地区 静岡県沼津市西浦

7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦平沢地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 33号 沼津市西浦平沢東101番地の11「平沢 1号防波堤」に設置した標識
(北緯35度01分16.1059秒、東経138度51分36.3666秒)

イ 基点第 33号から真方位 00度00分 200メートルの点

ロ 基点第 33号から真方位 357度48分 325メートルの点

ハ 基点第 33号から真方位 46度37分 530メートルの点

ニ 基点第 33号から真方位 58度54分 465メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県沼津市西浦

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦足保地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 34号 沼津市西浦足保西浦港足保1号防波堤灯台
(北緯35度01分07.7160秒、東経138度50分17.3760秒)

イ 基点第 34号から真方位 17度00分 179メートルの点

ロ 基点第 34号から真方位 62度00分 232メートルの点

ハ 基点第 34号から真方位 115度00分 158メートルの点

ニ 基点第 34号から真方位 21度00分 22メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県沼津市西浦

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第21号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦古宇地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第36号、基点第37号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第36号 沼津市西浦古宇字今瀬、牛ヶ角鼻防波堤突端に設置した標識
(北緯35度01分07.1883秒、東経138度50分34.2458秒)

基点第37号 沼津市西浦古宇字長津崎突端に設置した標識
(北緯35度01分01.7688秒、東経138度50分58.0416秒)

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県沼津市西浦
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第22号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦立保地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第37号 沼津市西浦古宇字長津崎突端に設置した標識
(北緯35度01分01.7688秒、東経138度50分58.0416秒)

イ 基点第37号から真方位 355度00分 126メートルの点

ロ 基点第37号から真方位 43度00分 361メートルの点

ハ 基点第37号から真方位 87度00分 299メートルの点

ニ 基点第37号から真方位 104度00分 112メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

- 6 地元地区 静岡県沼津市西浦
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第23号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | (2) 漁業の名称 | (3) 漁業の時期 |
|----------|----------------------|----------------|
| 第1種区画漁業 | はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | わかめ養殖業 | 12月1日から翌年2月末まで |

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市内浦重寺、内浦三津、内浦重須、西浦木負地先

(5) 漁場の区域

次の基点第39号、イ、ロ、ハ、基点第42号の各点を順次に結んだ線と基点第43号、ニ、ホ、基点第44号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第39号 沼津市西浦木負消波堤燈台

(北緯35度01分40.3228秒、東経138度52分39.7675秒)

基点第40号 沼津市西浦木負、内浦重須界に設置した標識

(北緯35度01分30.8127秒、東経138度53分03.7603秒)

基点第41号 沼津市内浦三津伊豆三津シーパラダイス駐車場北西角護岸に設置した標識

(北緯35度01分20.2297秒、東経138度53分50.1594秒)

基点第42号 沼津市内浦重寺淡島474番地西端に設置した標識

(北緯35度01分51.0743秒、東経138度53分20.3265秒)

基点第43号 沼津市内浦重寺伊豆淡島燈台

(北緯35度02分09.5467秒、東経138度53分11.1227秒)

基点第44号 沼津市内浦重寺、口野界に設置した標識

(北緯35度02分15.1657秒、東経138度53分51.9267秒)

イ 基点第40号から真方位 30度00分 320メートルの点

ロ 基点第40号から基点第41号を見通した線上基点第40号から350メートルの点

ハ 基点第41号から基点第40号を見通した線上基点第41号から190メートルの点

ニ 基点第43号から真方位 60度00分 250メートルの点

ホ 基点第44号から真方位 310度20分 300メートルの点

3 制限又は条件

狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県沼津市内浦

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第24号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市内浦重寺淡島沖
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 43号 沼津市内浦重寺伊豆淡島燈台

(北緯35度02分09.5467秒、東経138度53分11.1227秒)

- イ 基点第 43号から真方位 275度30分 670メートルの点
- ロ 基点第 43号から真方位 271度00分 305メートルの点
- ハ 基点第 43号から真方位 218度30分 635メートルの点
- ニ 基点第 43号から真方位 241度00分 875メートルの点

3 制限又は条件

狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県沼津市内浦

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第25号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----------------|------------------|
| (1) 漁業種類 | (2) 漁業の名称 | (3) 漁業の時期 |
| 第1種区画漁業 | はまち、たい、あじ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | わかめ、こんぶ養殖業 | 11月1日から翌年3月31日まで |
| 〃 | ひじき養殖業 | 1月1日から5月31日まで |

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市口野地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 45号 沼津市口野、通称伊豆こぐり岩先に設置した標識

(北緯35度02分21.0011秒、東経138度53分56.2110秒)

- イ 基点第 45号から真方位 310度20分 150メートルの点

- ロ 基点第 45号から真方位 310度20分 300メートルの点
- ハ 基点第 45号から真方位 319度50分 305メートルの点
- ニ 基点第 45号から真方位 328度50分 155メートルの点

3 制限又は条件

- (1) 狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。
- (2) 設置する生けすの台数は、3台以内に限る。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県沼津市口野
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第26号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市口野地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 47号、基点第 48号を結んだ線と次の基点第 49号、基点 50号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 47号 沼津市口野弁天島消波堤先端に設置した標識
(北緯35度02分42.4009秒、東経138度54分03.6981秒)

基点第 48号 沼津市口野尾高 1245番地の15 護岸北端に設置した標識
(北緯35度02分37.8304秒、東経138度53分54.3905秒)

基点第 49号 沼津市口野尾高 1245番地の15 護岸東端に設置した標識
(北緯35度02分35.8858秒、東経138度53分55.6196秒)

基点第 50号 沼津市口野尾高 242番地の7 船着場南端に設置した標識
(北緯35度02分37.1888秒、東経138度54分01.7454秒)

3 制限又は条件

- (1) 狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。
- (2) 設置する生けすの台数は、7台以内に限る。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県沼津市口野
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第27号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市多比地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第51号、イ、ロ、基点第52号、基点第51号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第46号 沼津市口野口野港防波堤先端に設置した標識
(北緯35度02分37.7920秒、東経138度53分50.8322秒)

基点第51号 沼津市多比多比防波堤先端に設置した標識
(北緯35度02分55.6285秒、東経138度53分51.4646秒)

基点第52号 沼津市多比静浦港多比船越突堤灯台
(北緯35度02分53.8136秒、東経138度53分47.0778秒)

イ 基点第51号から真方位165度00分 136メートルの点

ロ 基点第52号から基点第46号を見通した線上基点第52号から100メートルの点

3 制限又は条件

- (1) 狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。
- (2) 設置する生けすの台数は、8台以内に限る。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県沼津市多比

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第28号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市江浦地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第54号、イ、ロ、基点第55号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第46号 沼津市口野口野港防波堤先端に設置した標識

(北緯35度02分37.7920秒、東経138度53分50.8322秒)

基点第 53号 沼津市江浦静浦漁協旧江浦支所岸壁先端に設置した標識

(北緯35度03分00.7088秒、東経138度53分47.1871秒)

基点第 54号 沼津市江浦弁天埼南端に設置した標識

(北緯35度03分01.2002秒、東経138度53分37.8789秒)

基点第 55号 沼津市江浦 42番地の 3の 2の前岸壁に設置した標識

(北緯35度03分02.0087秒、東経138度53分26.1128秒)

基点第 56号 沼津市江浦 15番地の 18(沼津マリーナ)北東角に設置した標識

(北緯35度02分54.8577秒、東経138度53分29.9053秒)

イ 基点第 54号から基点第 46号を見通した線上基点第 54号から 100メートルの点

ロ 基点第 55号から真方位 148度00分の線と基点第 56号から基点第 53号を見通した線との交点

3 制限又は条件

- (1) 狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。
- (2) 設置する生けすの台数は、41 台以内に限る。

4 免許予定日 平成30年 9月 1日

5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで

6 地元地区 静岡県沼津市江浦

7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第29号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | (2) 漁業の名称 | (3) 漁業の時期 |
|----------|-------------------------|------------------|
| 第1種区画漁業 | はまち、たい、あじ、しまあじ、ふぐ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | わかめ、こんぶ養殖業 | 11月1日から翌年3月31日まで |
| 〃 | ひじき養殖業 | 1月1日から5月31日まで |

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市獅子浜地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 57号 沼津市獅子浜北洞 248番地の 42地先馬込 1号防波堤に設置した標識

(北緯35度03分22.1592秒、東経138度52分49.7624秒)

イ 基点第 57号から真方位 254度55分 793メートルの点

ロ 基点第 57号から真方位 227度09分 840メートルの点

ハ 基点第 57号から真方位 228度39分 302メートルの点

ニ 基点第 57号から真方位 267度10分 304メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県沼津市口野、多比、江浦、獅子浜
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第30号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県静岡市清水区由比今宿地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 58号 静岡市清水区由比今宿東名高速道路消波堤濁ノ沢東側に設置した標識
(北緯35度05分46.0189秒、東経138度33分12.8508秒)

- イ 基点第 58号から真方位 146度00分 350メートルの点
- ロ 基点第 58号から真方位 140度00分 390メートルの点
- ハ 基点第 58号から真方位 170度20分 860メートルの点
- ニ 基点第 58号から真方位 174度30分 850メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県静岡市清水区(旧静岡県庵原郡由比町)
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第31号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県静岡市駿河区石部地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 59号 静岡市駿河区用宗用宗港沖西防波堤灯台

(北緯34度55分09.9794秒、東経138度22分25.8848秒)

イ 基点第 59号から真方位 241度13分 1,046メートルの点

ロ 基点第 59号から真方位 232度44分 1,065メートルの点

ハ 基点第 59号から真方位 235度06分 1,561メートルの点

ニ 基点第 59号から真方位 240度59分 1,546メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県静岡市駿河区石部

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ養殖業

(3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県焼津市浜当目地先

(5) 漁場の区域

次の基点第60号、イ、ロ、基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第60号 静岡市、焼津市界に設置した標識

(北緯34度53分55.9971秒、東経138度20分50.5033秒)

基点第61号 焼津市浜当目虚空蔵山海岸突堤に設置した標識

(北緯34度52分50.0764秒、東経138度20分15.1481秒)

イ 基点第 60号から真方位 118度00分 650メートルの点

ロ 基点第 61号から真方位 120度00分 400メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県焼津市浜当目

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県焼津市地先（旧志太郡大井川町地先）
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (6) 点の位置
 - 基点第 62号 焼津市飯渕大井川港旧南防波堤灯台跡地に設置した標識
(北緯34度46分37.7908秒、東経138度18分07.4517秒)
 - イ 基点第 62号から真方位 46度00分 1,550メートルの点
 - ロ 基点第 62号から真方位 57度50分 1,650メートルの点
 - ハ 基点第 62号から真方位 50度30分 2,700メートルの点
 - ニ 基点第 62号から真方位 43度00分 2,600メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県焼津市（旧志太郡大井川町）
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第34号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県榛原郡吉田町川尻、住吉地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (6) 点の位置
 - 基点第 63号 榛原郡吉田町川尻護岸堤に設置した標識
(北緯34度45分55.9169秒、東経138度17分22.4953秒)
 - 基点第 64号 榛原郡吉田町吉田港東防波堤灯台
(北緯34度44分57.1917秒、東経138度16分03.1906秒)
 - イ 基点第 63号から真方位 226度00分 1,050メートルの点
 - ロ 基点第 63号から真方位 202度00分 1,250メートルの点
 - ハ 基点第 64号から真方位 124度00分 1,050メートルの点
 - ニ 基点第 64号から真方位 107度00分 600メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県榛原郡吉田町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第35号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県榛原郡吉田町住吉、牧之原市細江地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 64号 榛原郡吉田町吉田港東防波堤灯台

(北緯34度44分57.1917秒、東経138度16分03.1906秒)

基点第 65号 榛原郡吉田町住吉 5439番地の 469地先に設置した標識（国土交通省が設置した海岸

保全区域距離錐（NO. 79）と同地点）

(北緯34度44分32.3700秒、東経138度14分48.5700秒)

イ 基点第 64号から真方位 217度00分 1,300メートルの点

ロ 基点第 64号から真方位 199度00分 1,550メートルの点

ハ 基点第 65号から真方位 185度00分 1,369メートルの点

ニ 基点第 65号から真方位 204度00分 1,057メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県榛原郡吉田町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第36号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県牧之原市片浜地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 66号 牧之原市片浜片浜一13号陸閘に設置した標識
(北緯34度42分10.3000秒、東経138度12分47.6847秒)

イ 基点第 66号から真方位 64度00分 1,200メートルの点

ロ 基点第 66号から真方位 77度00分 1,675メートルの点

ハ 基点第 66号から真方位 110度54分 1,600メートルの点

ニ 基点第 66号から真方位 117度00分 1,000メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県牧之原市片浜

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ養殖業

(3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで

(4) 漁場の位置 静岡県牧之原市片浜、大江地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 67号 牧之原市片浜片浜一11号陸閘に設置した標識
(北緯34度42分00.5814秒、東経138度12分47.1338秒)

基点第 68号 牧之原市大江 640番地の 1の 1地先自転車歩行者専用道路に設置した標識
(北緯34度41分26.3145秒、東経138度12分30.6531秒)

イ 基点第 67号から真方位 114度00分 600メートルの点

ロ 基点第 67号から真方位 114度00分 1,500メートルの点

ハ 基点第 68号から真方位 114度00分 1,500メートルの点

ニ 基点第 68号から真方位 114度00分 600メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県牧之原市片浜

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第38号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県牧之原市相良、須々木地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 69号 牧之原市相良、大江界（萩間川相良水門隣接側道橋中央）に設置した標識
（北緯34度41分20.5622秒、東経138度12分26.0941秒）

イ 基点第 69号から真方位 169度30分 2,050メートルの点

ロ 基点第 69号から真方位 164度00分 2,600メートルの点

ハ 基点第 69号から真方位 170度30分 2,720メートルの点

ニ 基点第 69号から真方位 177度00分 2,200メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県牧之原市相良

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第39号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県牧之原市地頭方地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 70号 牧之原市須々木、落居界防波堤に設置した標識
（北緯34度39分37.2239秒、東経138度11分39.9126秒）

基点第 71号 牧之原市新庄、地頭方界に設置した標識
（北緯34度38分03.9169秒、東経138度11分43.6200秒）

イ 基点第 70号から真方位 120度00分 160メートルの点

- ロ 基点第 70号から真方位 95度00分 860メートルの点
- ハ 基点第 71号から真方位 60度00分 900メートルの点
- ニ 基点第 71号から真方位 60度00分 150メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県牧之原市落居、地頭方、新庄
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第40号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 のり養殖業
- (3) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市鷺津地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 72号、イ、ロ、ハ、基点第 81号の各点を順次に結んだ線と基点第 77号、基点第 78号、ニ、ホ、基点第 80号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

- 基点第 72号 湖西市新居町中之郷の太陽光発電所（合同会社 RS静岡湖西 1）北東角に設置した標識
(北緯34度42分39.9363秒、東経137度33分48.6025秒)
- 基点第 74号 湖西市鷺津 2499番地地先防波堤北東角に設置した標識
(北緯34度43分22.3603秒、東経137度33分10.8525秒)
- 基点第 75号 湖西市鷺津 2730番地の 2北東角に設置した標識
(北緯34度43分25.7298秒、東経137度32分57.9812秒)
- 基点第 77号 湖西市鷺津 2522番地の 4北端に設置した標識（静岡県 10.4標識鉾と同地点）
(北緯34度43分10.2271秒、東経137度32分45.5116秒)
- 基点第 78号 湖西市鷺津 466番地の 12北端に設置した標識
(北緯34度43分13.7667秒、東経137度32分32.8071秒)
- 基点第 80号 湖西市新所 101番地地先防波堤に設置した標識
(北緯34度43分54.5175秒、東経137度32分18.2661秒)
- 基点第 81号 湖西市新所 5962番地の 10防潮堤南角に設置した標識
(北緯34度43分58.8536秒、東経137度32分29.2081秒)
- 基点第 76号 湖西市鷺津 2774番地北西角に設置した標識
(北緯34度43分24.1560秒、東経137度32分50.1117秒)

基点第 79号 湖西市鷺津平松 2540番地東角に設置した標識
(北緯34度43分23.4704秒、東経137度32分27.4787秒)

- イ 基点第 72号から真方位 72度00分 150メートルの点
- ロ 基点第 74号から真方位 34度00分 300メートルの点
- ハ 基点第 75号から基点第 81号を見通した線上基点第 75号から 150メートルの点
- ニ 基点第 79号から基点第 76号を見通した線上基点第 79号から 50メートルの点
- ホ 基点第 79号から基点第 76号を見通した線上基点第 79号から 150メートルの点

3 制限又は条件

のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県湖西市鷺津
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第41号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、すずき小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市鷺津地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 73号 湖西市鷺津鷺津漁港防波堤先端に設置した標識
(北緯34度42分56.8866秒、東経137度33分23.9858秒)

- イ 基点第 73号から真方位 52度00分 240メートルの点
- ロ 基点第 73号から真方位 56度00分 290メートルの点
- ハ 基点第 73号から真方位 129度30分 500メートルの点
- ニ 基点第 73号から真方位 134度30分 470メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県湖西市鷺津
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第42号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区館山寺町、庄内町、村櫛町、舞阪町弁天島、湖西市新居町新居地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第100号、イ、ロ、ハ、ニ、基点第83号の各点を順次に結んだ線と基点第85号、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、基点第94号、ル、ヲ、ワ、カ、基点第99号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線と第3鉄橋北端によって囲まれた区域並びに基点第82号から真方位229度の線と基点第83号から真方位247度30分の線及び最大高潮時海岸線並びに距岸200メートルの線によって囲まれた区域ただし、特区第71号の区域を除く

(6) 点の位置

基点第72号 湖西市新居町中之郷の太陽光発電所（合同会社RS静岡湖西1）北東角に設置した標識

（北緯34度42分39.9363秒、東経137度33分48.6025秒）

基点第82号 浜松市西区館山寺町2232番地の1突端に設置した標識

（北緯34度46分05.5018秒、東経137度36分37.1514秒）

基点第83号 浜松市西区村櫛町小柳280番地の2地先の石垣南端に設置した標識

（北緯34度44分32.4991秒、東経137度35分35.4013秒）

基点第84号 浜松市西区村櫛町4594番地の11堤防の北端に設置した標識

（北緯34度44分07.6784秒、東経137度35分24.7835秒）

基点第85号 浜松市西区村櫛町臨海5751A区西角に設置した標識

（北緯34度42分41.6322秒、東経137度34分59.8302秒）

基点第86号 浜松市西区村櫛町臨海5751A区南西角に設置した標識

（北緯34度42分39.1789秒、東経137度35分02.3666秒）

基点第89号 浜松市西区村櫛町臨海C区埋立地南西角に設置した標識

（北緯34度42分44.4702秒、東経137度35分56.0851秒）

基点第91号 浜松市西区村櫛町臨海C区埋立地南東角から西へ170メートルの点に設置した標識

（北緯34度42分45.7976秒、東経137度36分09.5908秒）

基点第92号 浜松市西区雄踏町宇布見浅羽アサヒハウス工業（株）浜名湖中池東・西太陽光発電所南西角に設置した標識

（北緯34度41分43.0854秒、東経137度37分23.7901秒）

基点第93号 浜松市西区篠原飛地養魚場北西角に設置した標識

（北緯34度41分45.0258秒、東経137度36分54.9041秒）

基点第94号 浜松市西区舞阪町舞阪字十王2697番地の1地先に設置した標識

- (北緯34度41分50.1901秒、東経137度36分42.0490秒)
- 基点第 95号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園北東角に設置した標識
(北緯34度41分56.7974秒、東経137度36分37.5322秒)
- 基点第 96号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園北西角に設置した標識
(北緯34度42分03.3259秒、東経137度36分21.6539秒)
- 基点第 97号 浜松市西区舞阪町弁天島観月園北西角に設置した標識
(北緯34度41分57.4812秒、東経137度35分49.3706秒)
- 基点第 98号 浜松市西区舞阪町弁天島 3481番地の 26に設置した標識
(北緯34度41分41.7105秒、東経137度35分32.9868秒)
- 基点第 99号 湖西市新居町西浜名橋 (コミュニティ道路) 東から 2番目の橋脚に設置した標識
(北緯34度41分38.2838秒、東経137度35分19.5905秒)
- 基点第 100号 湖西市新居町 3号鉄橋西側橋台北東角に設置した標識
(北緯34度41分41.8874秒、東経137度35分03.1107秒)
- 基点第 101号 湖西市新居町新居 3380番地の 21に設置した標識
(北緯34度41分38.1891秒、東経137度34分35.7881秒)
- 基点第 102号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区北西角に設置した標識
(北緯34度43分45.7837秒、東経137度37分46.7769秒)
- イ 基点第 72号から真方位 72度00分 150メートルの点
- ロ 基点第 85号から真方位 304度00分 400メートルの点
- ハ 基点第 84号から真方位 284度00分 100メートルの点
- ニ 基点第 83号から真方位 247度30分 350メートルの点
- ホ 基点第 85号から真方位 280度00分 100メートルの点
- ト 基点第 91号から真方位 174度00分 100メートルの点
- チ 基点第 91号から真方位 174度00分 250メートルの点
- ヌ 基点第 92号から真方位 297度00分 1,300メートルの点
- ル 基点第 95号から真方位 27度00分 50メートルの点
- ヲ 基点第 96号から真方位 27度00分 50メートルの点
- ワ 基点第 97号から真方位 28度00分 400メートルの点
- カ 基点第 99号から真方位 359度00分 150メートルの点
- へ 基点第 86号から基点第 101号を見通した線上基点第 86号から 100メートルの点
- リ 基点第 89号から基点第 93号を見通した線と基点第 98号から基点第102号を見通した線との交点

3 制限又は条件

- (1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。
- (2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

- 6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町、雄踏町、村櫛町、湖西市新居町、鷺津
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第43号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 のり養殖業
(3) 漁業の時期 11月15日から翌年3月25日まで
(4) 漁場の位置 静岡県湖西市鷺津、浜松市西区村櫛町地先
(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 72号 湖西市新居町中之郷の太陽光発電所（合同会社 RS静岡湖西 1）北東角に設置した標識

（北緯34度42分39.9363秒、東経137度33分48.6025秒）

基点第 74号 湖西市鷺津 2499番地地先防波堤北東角に設置した標識

（北緯34度43分22.3603秒、東経137度33分10.8525秒）

基点第 75号 湖西市鷺津 2730番地の 2 北東角に設置した標識

（北緯34度43分25.7298秒、東経137度32分57.9812秒）

基点第 81号 湖西市新所 5962番地の 10防潮堤南角に設置した標識

（北緯34度43分58.8536秒、東経137度32分29.2081秒）

基点第 83号 浜松市西区村櫛町小柳 280番地の 2 地先の石垣南端に設置した標識

（北緯34度44分32.4991秒、東経137度35分35.4013秒）

基点第 84号 浜松市西区村櫛町 4594番地の 11堤防の北端に設置した標識

（北緯34度44分07.6784秒、東経137度35分24.7835秒）

基点第 85号 浜松市西区村櫛町臨海 5751A区西角に設置した標識

（北緯34度42分41.6322秒、東経137度34分59.8302秒）

イ 基点第 75号から基点第 81号を見通した線上基点第 75号から 150メートルの点

ロ 基点第 75号から基点第 81号を見通した線上基点第 75号から 350メートルの点

ハ 基点第 83号から真方位 247度30分 350メートルの点

ニ 基点第 84号から真方位 284度00分 100メートルの点

ホ 基点第 85号から真方位 304度00分 400メートルの点

へ 基点第 72号から真方位 72度00分 150メートルの点

ト 基点第 74号から真方位 34度00分 300メートルの点

3 制限又は条件

のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県浜松市西区村櫛町、舞阪町、湖西市鷺津
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第44号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区雄踏町山崎、宇布見地先
(5) 漁場の区域

次の基点第92号、イ、ロ、ハ、基点第104号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第89号 浜松市西区村櫛町臨海C区埋立地南西角に設置した標識
(北緯34度42分44.4702秒、東経137度35分56.0851秒)

基点第92号 浜松市西区雄踏町宇布見浅羽アサヒハウス工業(株)浜名湖中池東・西太陽光発電所
南西角に設置した標識
(北緯34度41分43.0854秒、東経137度37分23.7901秒)

基点第98号 浜松市西区舞阪町舞阪3481番地の26に設置した標識
(北緯34度41分41.7105秒、東経137度35分32.9868秒)

基点第102号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区北西角に設置した標識
(北緯34度43分45.7837秒、東経137度37分46.7769秒)

基点第103号 浜松市西区雄踏町山崎昭和新田北西角に設置した標識
(北緯34度42分50.8373秒、東経137度37分00.6250秒)

基点第104号 浜松市西区雄踏町山崎に設置した標識
(北緯34度42分56.3666秒、東経137度37分16.2501秒)

基点第93号 浜松市西区篠原飛地養魚場北西角に設置した標識
(北緯34度41分45.0258秒、東経137度36分54.9041秒)

イ 基点第92号から真方位297度00分1,300メートルの点

ロ 基点第89号から基点第93号を見通した線と基点第98号から基点第102号を見通した線との交
点

ハ 基点第98号から基点第102号を見通した線と基点第104号から二を見通した延長線との交点

ニ 基点第103号から真方位320度00分170メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県浜松市西区雄踏町、舞阪町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第45号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市新所、吉美、古見、鷺津地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第79号、イ、基点第80号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第76号 湖西市鷺津 2774番地北西角に設置した標識
(北緯34度43分24.1560秒、東経137度32分50.1117秒)

基点第79号 湖西市鷺津平松 2540番地東角に設置した標識
(北緯34度43分23.4704秒、東経137度32分27.4787秒)

基点第80号 湖西市新所 101番地地先防波堤に設置した標識
(北緯34度43分54.5175秒、東経137度32分18.2661秒)

イ 基点第79号から基点第76号を見通した線上基点第76号から200メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町、雄踏町、湖西市新居町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第46号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市横山、入出地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 105号と基点第 106号を結んだ線と基点第 107号と基点第 108号とを結んだ線及び最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 105号 浜松市北区三ヶ日町下尾奈、湖西市界に設置した標識
(北緯34度46分10.3263秒、東経137度32分51.6678秒)

基点第 106号 湖西市入出正太寺鼻東端に設置した標識
(北緯34度45分26.4439秒、東経137度32分17.9951秒)

基点第 107号 湖西市入出 874番地の 1 北端に設置した標識
(北緯34度45分29.3566秒、東経137度31分54.9446秒)

基点第 108号 湖西市横山州の鼻南端に設置した標識
(北緯34度45分35.9837秒、東経137度31分53.5152秒)

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年 9月 1日

5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで

6 地元地区 静岡県湖西市入出、新居町、浜松市西区舞阪町

7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県湖西市入出、太田、大知波、利木地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 111号、イ、基点第 110号を結んだ線及び最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域であって距岸 150メートル以内の区域並びに基点第 109号と基点第 110号を結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 111号 湖西市利木 5013番地に設置した標識
(北緯34度45分47.7154秒、東経137度31分36.9091秒)

基点第 109号 湖西市入出字長者 1380番地 (ヤマハマリーナの 24トンクレーン北側) に設置した標識
(北緯34度45分21.2600秒、東経137度31分13.0000秒)

基点第 110号 湖西市利木村社天神社前天神大橋に設置した標識

(北緯34度45分42.2153秒、東経137度31分14.5660秒)

イ 基点第 111号から真方位 227度の線と基点第 109号から基点第 110号を見通した線との交点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年 9月 1日
- 5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県湖西市入出、新居町、浜松市西区舞阪町、雄踏町
- 7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第48号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日、三ヶ日町鶴代、三ヶ日町下尾奈地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 112号から真方位 39度の線と基点第 114号から真方位 182度の線及び最大高潮時湖岸線並びに距岸 200メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 114号 浜松市北区三ヶ日町三ヶ日神明川右岸突堤端に設置した標識

(北緯34度48分08.0045秒、東経137度33分12.7272秒)

基点第 112号 浜松市北区三ヶ日町下尾奈 2251番地の 38北側埋立地東端角に設置した標識

(北緯34度46分31.1340秒、東経137度32分49.4745秒)

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年 9月 1日
- 5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町、雄踏町、湖西市新居町
- 7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第49号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町宇志、三ヶ日町津々崎地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 115号、イ、ロ、基点第 116号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時湖岸線によって囲まれた区域並びに基点第 116号から真方位 202度の線と基点第 117号から真方位 117度の線と最大高潮時湖岸線及び距岸 150メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 115号 浜松市北区三ヶ日町宇志 1320番地の5 市立三ヶ日中学校南東角防波堤に設置した標識

(北緯34度47分49.1639秒、東経137度33分22.4880秒)

基点第 116号 浜松市北区三ヶ日町津々崎の防波堤に設置した標識

(北緯34度47分35.1672秒、東経137度33分38.6188秒)

基点第 117号 浜松市北区三ヶ日町都筑大谷川浜名湖周遊自転車道津々崎橋西端に設置した標識

(北緯34度47分46.0100秒、東経137度34分05.2715秒)

イ 基点第 115号から真方位 209度00分 400メートルの点

ロ 基点第 116号から真方位 202度00分 200メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町、雄踏町、湖西市新居町

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 118号、イ、ロ、基点第 119号を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 118号 浜松市北区三ヶ日町都筑 2710番地南西角に設置した標識

(北緯34度47分29.7284秒、東経137度34分09.7419秒)

基点第 119号 浜松市北区三ヶ日町大崎 2023番地の1に設置した標識

(北緯34度46分50.1018秒、東経137度33分49.7150秒)

イ 基点第 118号から真方位 264度00分 200メートルの点

ロ 基点第 119号から真方位 267度00分 350メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年 9月 1日
5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで
6 地元地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町、雄踏町、湖西市新居町
7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第51号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎地先
(5) 漁場の区域

次の基点第 120号、イ、ロ、ハ、ニ、基点第 123号の各点を結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって
囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 120号 浜松市北区三ヶ日町大崎 1665番地地先に設置した標識
(北緯34度46分36.3558秒、東経137度33分51.5489秒)

基点第 121号 浜松市北区三ヶ日町大崎 1761番地地先に設置した標識
(北緯34度46分21.8271秒、東経137度33分40.1578秒)

基点第 122号 浜松市北区三ヶ日町大崎 1855番地地先に設置した標柱
(北緯34度46分19.8500秒、東経137度33分12.3500秒)

基点第 123号 浜松市北区三ヶ日町大崎瀬戸浦溜防波堤先端に設置した標識
(北緯34度46分13.4099秒、東経137度33分04.5408秒)

イ 基点第 121号から真方位 5度00分 370メートルの点

ロ 基点第 121号から真方位 345度00分 200メートルの点

ハ 基点第 122号から真方位 350度00分 100メートルの点

ニ 基点第 123号から真方位 345度00分 200メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年 9月 1日
5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで
6 地元地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町、湖西市新居町
7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第52号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 113号 浜松市北区三ヶ日町下尾奈 1078番地地先に設置した標識
(北緯34度46分59.9395秒、東経137度32分51.3300秒)

- イ 基点第 113号から真方位 58度00分 700メートルの点
- ロ 基点第 113号から真方位 66度00分 820メートルの点
- ハ 基点第 113号から真方位 122度00分 630メートルの点
- ニ 基点第 113号から真方位 127度00分 480メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第53号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑、三ヶ日町大崎地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 124号と基点第 125号を結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 124号 浜松市北区三ヶ日町大崎 697番地地先に設置した標識 (静岡県 25.4標識浜と同地点)
(北緯34度46分11.8448秒、東経137度34分08.5306秒)

基点第 125号 浜松市北区三ヶ日町都筑 523番地の 1 (青年の家) 地先防波堤先端に設置した標識
(北緯34度46分53.5426秒、東経137度34分43.0245秒)

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町、湖西市新居町
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第54号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑、三ヶ日町佐久米地先
(5) 漁場の区域

次の基点第126号から真方位180度の線と基点第127号から真方位180度の線及び最大高潮時湖岸線並びに距岸200メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第126号 浜松市北区三ヶ日町都筑江川橋西角に設置した標識
(北緯34度47分07.8364秒、東経137度35分09.9816秒)

基点第127号 浜松市北区三ヶ日町佐久米東名高速道路埋立船溜西角に設置した標識
(北緯34度47分18.2867秒、東経137度35分58.4802秒)

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第55号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町佐久米地先
(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 127号 浜松市北区三ヶ日町佐久米東名高速道路埋立船溜西角に設置した標識
(北緯34度47分18.2867秒、東経137度35分58.4802秒)

イ 基点第 127号から真方位 159度00分 650メートルの点

ロ 基点第 127号から真方位 160度00分 680メートルの点

ハ 基点第 127号から真方位 169度00分 650メートルの点

ニ 基点第 127号から真方位 168度00分 620メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第56号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区細江町気賀地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 131号、イ、ハ、ロ、基点第 128号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線によって
囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 128号 浜松市北区細江町気賀 11015番地地先に設置した標識
(北緯34度47分21.8569秒、東経137度36分57.7342秒)

基点第 129号 浜松市北区細江町気賀 10619番地地先に設置した標識
(北緯34度47分46.7253秒、東経137度37分14.0182秒)

基点第 130号 浜松市北区細江町気賀下前橋南角に設置した標識
(北緯34度48分00.6882秒、東経137度37分47.4736秒)

基点第 131号 浜松市北区細江町気賀 5820番地 本田技研工業株式会社テスト場南浜名湖周遊自転車
道に設置した標識
(北緯34度47分43.5796秒、東経137度38分20.1589秒)

イ 基点第 131号から真方位 234度00分 400メートルの点

ロ 基点第 128号から真方位 149度00分 250メートルの点

ハ 基点第 129号からイを見通した線と基点第 130号からロを見通した線との交点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県浜松市北区細江町、西区舞阪町、雄踏町
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第57号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区細江町気賀地先
(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第131号 浜松市北区細江町気賀 5820番地 本田技研工業株式会社テスト場南浜名湖周遊自転車道に設置した標識

(北緯34度47分43.5796秒、東経137度38分20.1589秒)

- イ 基点第131号から真方位 244度00分 1,000メートルの点
ロ 基点第131号から真方位 213度00分 830メートルの点
ハ 基点第131号から真方位 214度00分 1,000メートルの点
ニ 基点第131号から真方位 240度00分 1,150メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県浜松市北区細江町、西区舞阪町
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第58号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区細江町気賀地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 132号から真方位 354度の線と基点第 133号から真方位 0度の線及び最大高潮時湖岸線並びに距岸 150メートルの線によって囲まれた区域

(1) 点の位置

基点第 132号 浜松市北区細江町気賀 4318番地地先突堤に設置した標識
(北緯34度46分59.0739秒、東経137度38分10.4875秒)

基点第 133号 浜松市北区細江町気賀 4378番地地先護岸に設置した標識
(北緯34度46分59.2475秒、東経137度38分01.0545秒)

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県浜松市北区細江町、西区舞阪町
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第59号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区呉松町地先
(5) 漁場の区域

次の基点第 134号、イ、ロ、ハ、基点第 134号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 134号 浜松市西区呉松町 1769番地の1地先に設置した標識
(北緯34度46分36.2889秒、東経137度37分26.2476秒)

イ 基点第 134号から真方位 225度00分 100メートルの点

ロ 基点第 134号から真方位 293度00分 330メートルの点

ハ 基点第 134号から真方位 311度00分 300メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第60号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区呉松町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第135号から真方位176度の線と基点第136号から真方位176度の線及び最大高潮時湖岸線並びに距岸100メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第135号 浜松市西区呉松町館山寺ロープウェイ下に設置した標識
(北緯34度46分06.2000秒、東経137度37分08.3500秒)

基点第136号 浜松市西区呉松町一敷1406番地に設置した標識
(北緯34度46分04.0000秒、東経137度37分31.3500秒)

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第61号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区館山寺町地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第135号 浜松市西区呉松町館山寺ロープウェイ下に設置した標識
(北緯34度46分06.2000秒、東経137度37分08.3500秒)

基点第136号 浜松市西区呉松町一敷1406番地に設置した標識
(北緯34度46分04.0000秒、東経137度37分31.3500秒)

イ 基点第135号から真方位180度00分 250メートルの点

ロ 基点第136号から真方位180度00分 180メートルの点

ハ 基点第 136号から真方位 180度00分 330メートルの点

ニ 基点第 135号から真方位 180度00分 400メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年 9月 1日

5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで

6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町

7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第62号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区村櫛町、庄和町地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 90号、イ、ロ、ハ、基点第 138号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域並びに、基点第 138号から真方位117度の線、基点第 139号と基点第 140号を結んだ線と最大高潮時湖岸線、3号橋東端、5号橋東端及び距岸 250メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 90号 浜松市西区村櫛町臨海C区埋立地南東角から西へ 250メートルの点に設置した標識
(北緯34度42分45.4669秒、東経137度36分06.7650秒)

基点第 137号 浜松市西区村櫛町臨海C区埋立地南東角に設置した標識
(北緯34度42分46.4557秒、東経137度36分16.2327秒)

基点第 138号 浜松市西区村櫛町臨海D区埋立地北東角に設置した標識
(北緯34度43分11.8196秒、東経137度36分38.0415秒)

基点第 139号 浜松市西区協和町の太陽光発電所(浜松中開ソーラーパーク株式会社)地先に設置した標識
(北緯34度44分15.8610秒、東経137度36分40.9966秒)

基点第 140号 浜松市西区白洲町、協和町界に設置した標識
(北緯34度44分14.7701秒、東経137度36分50.4839秒)

イ 基点第 90号から真方位 174度00分 100メートルの点

ロ 基点第 137号から真方位 107度00分 280メートルの点

ハ 基点第 138号から真方位 117度00分 250メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県浜松市西区白洲町、舞阪町、雄踏町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第63号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区白洲町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第140号、イ、ロ、基点第141号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第140号 浜松市西区白洲町、協和町界に設置した標識
(北緯34度44分14.7701秒、東経137度36分50.4839秒)

基点第141号 浜松市西区白洲町白洲港防波堤南端に設置した標識
(北緯34度43分55.9548秒、東経137度37分20.6338秒)

イ 基点第140号から真方位 191度00分 270メートルの点

ロ 基点第141号から真方位 211度00分 200メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県浜松市西区白洲町、舞阪町、湖西市新居町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第64号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区白洲町、平松町、和地町、佐浜町、大人見町、古人見町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第141号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第145号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線

とによって囲まれた区域並びに基点第 145号から真方位 147度の線から基点第 102号に至る最大高潮時湖岸線及び距岸 200メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

- 基点第 141号 浜松市西区白洲町白洲港防波堤南端に設置した標識
(北緯34度43分55.9548秒、東経137度37分20.6338秒)
- 基点第 142号 浜松市西区白洲町 2960番地の 2 に設置した標識
(北緯34度44分10.7013秒、東経137度37分27.5416秒)
- 基点第 143号 浜松市西区白洲町 3650番地の 3 に設置した標識
(北緯34度44分43.2301秒、東経137度37分35.2905秒)
- 基点第 144号 浜松市西区白洲町 1323番地地先に設置した標識
(北緯34度44分55.8201秒、東経137度37分43.0183秒)
- 基点第 145号 浜松市西区平松町 710番地地先に設置した標識
(北緯34度45分12.2674秒、東経137度37分59.2180秒)
- 基点第 102号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区北西角に設置した標識
(北緯34度43分45.7837秒、東経137度37分46.7769秒)
- イ 基点第 141号から真方位 118度00分 165メートルの点
- ロ 基点第 142号から真方位 90度00分 260メートルの点
- ハ 基点第 143号から真方位 109度00分 315メートルの点
- ニ 基点第 144号から真方位 109度00分 250メートルの点
- ホ 基点第 145号から真方位 147度00分 350メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県浜松市西区白洲町、舞阪町、雄踏町、湖西市新居町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第65号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区古人見町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 102号、イ、ロ、基点第 146号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 102号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区北西角に設置した標識
(北緯34度43分45.7837秒、東経137度37分46.7769秒)

基点第 146号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区南西角に設置した標識
(北緯34度43分11.0047秒、東経137度37分17.3577秒)

イ 基点第 102号から真方位 304度00分 100メートルの点

ロ 基点第 146号から真方位 304度00分 100メートルの点

3 制限又は条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町、雄踏町

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第66号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区舞阪町弁天島地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 99号、イ、ロ、ハ、ニ、基点第 94号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び第 1、第 2、第 3 鉄橋北端によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 99号 湖西市新居町西浜名橋（コミュニティ道路）東から 2 番目の橋脚に設置した標識
(北緯34度41分38.2838秒、東経137度35分19.5905秒)

基点第 97号 浜松市西区舞阪町弁天島観月園北西角に設置した標識
(北緯34度41分57.4812秒、東経137度35分49.3706秒)

基点第 96号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園北西角に設置した標識
(北緯34度42分03.3259秒、東経137度36分21.6539秒)

基点第 95号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園北東角に設置した標識
(北緯34度41分56.7974秒、東経137度36分37.5322秒)

基点第 94号 浜松市西区舞阪町舞阪字十王 2697番地の1地先に設置した標識
(北緯34度41分50.1901秒、東経137度36分42.0490秒)

イ 基点第 99号から真方位 359度00分 150メートルの点

ロ 基点第 97号から真方位 26度20分 400メートルの点

ハ 基点第 96号から真方位 27度00分 50メートルの点

ニ 基点第 95号から真方位 27度00分 50メートルの点

3 制限又は条件

- (1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。
- (2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町、白洲町

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第67号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区舞阪町舞阪、舞阪町弁天島、湖西市新居町新居地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 147号、基点第 148号、イ、ロ、基点第 99号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び西浜名橋（コミュニティ道路）南端、中浜名橋南端によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 147号 浜松市西区舞阪町弁天島弁天橋西端に設置した標識
(北緯34度41分16.7282秒、東経137度36分21.3221秒)

基点第 149号 湖西市新居町新弁天 3385番地地先に設置した標識
(北緯34度41分28.2537秒、東経137度35分50.0081秒)

基点第 99号 湖西市新居町西浜名橋（コミュニティ道路）東から 2番目の橋脚に設置した標識
(北緯34度41分38.2838秒、東経137度35分19.5905秒)

基点第 148号 浜松市西区舞阪町舞阪、第 2浜表船溜導流堤基部に設置した標識
(北緯34度40分50.9322秒、東経137度36分15.5476秒)

基点第 150号 湖西市新居町新居新居弁天地蔵
(北緯34度40分53.0303秒、東経137度35分20.5800秒)

イ 基点第 149号から真方位 199度20分の線と基点第 147号から真方位 242度30分の線との交点

ロ 基点第 99号から基点第 150号を見通した線と基点第 149号から真方位231度00分の線との交点

3 制限又は条件

- (1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。
- (2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 平成30年9月1日

- 5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町
- 7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第68号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市新居町新居地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 150号と基点第 151号とを結んだ線と最大高潮時湖岸線及び東門橋東端とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 151号 湖西市新居町西浜名橋（コミュニティ道路）西から 1番目の橋脚に設置した標識
（北緯34度41分38.3313秒、東経137度35分05.1374秒）

基点第 150号 湖西市新居町新居新居弁天地蔵
（北緯34度40分53.0303秒、東経137度35分20.5800秒）

3 制限又は条件

- (1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。
- (2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年 9月 1日
- 5 申請期間 平成30年 5月28日から平成30年 6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県湖西市新居町
- 7 存続期間 平成30年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 特区第69号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 あじ、たい、ふぐ小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市新居町新居地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ニ、ハ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 152号 湖西市新居町新居3456番地水産会館岸壁東角に設置した標識

(北緯34度41分27.0230秒、東経137度34分42.5495秒)

- イ 基点第 152号から真方位 75度00分 250メートルの点
- ロ 基点第 152号から真方位 77度00分 275メートルの点
- ハ 基点第 152号から真方位 100度00分 225メートルの点
- ニ 基点第 152号から真方位 100度00分 250メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県湖西市新居町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第70号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市新居町中之郷地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 72号、イ、基点第 100号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 100号 湖西市新居町 3号鉄橋西側橋台北東角に設置した標識

(北緯34度41分41.8874秒、東経137度35分03.1107秒)

基点第 72号 湖西市新居町中之郷の太陽光発電所(合同会社 RS静岡湖西 1)北東角に設置した標識

(北緯34度42分39.9363秒、東経137度33分48.6025秒)

イ 基点第 72号から真方位 72度00分 150メートルの点

3 制限又は条件

- (1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。
- (2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県湖西市新居町、浜松市西区舞阪町、白洲町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第71号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、くろだい、すずき、かんぱち小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区村櫛町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 87号、イ、ロ、基点第 88号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域

ただし、村櫛漁港防波堤南東端と東防波堤南西端を結んだ線及び最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域を除く

(6) 点の位置

基点第 87号 浜松市西区村櫛町村櫛漁港南西端に設置した標識
(北緯34度42分37.1069秒、東経137度35分14.6878秒)

基点第 88号 浜松市西区村櫛町臨海B区埋立地南東端から西へ 130メートルの点に設置した標識
(北緯34度42分43.8271秒、東経137度35分49.6695秒)

イ 基点第 87号から真方位 174度00分 100メートルの点

ロ 基点第 88号から真方位 174度00分 200メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県浜松市西区村櫛町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第72号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 のり養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区舞阪町弁天島地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 153号、イ、ロ、基点第 159号、基点第 161号、基点第 162号、基点第 158号、基点第 157号、基点第 156号、ハ、ニ、基点第 155号、基点第 160号、ホ、ヘ、基点第 154号、基点第 153号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 94号 浜松市西区舞阪町舞阪字十王 2697番地の1地先に設置した標識
(北緯34度41分50.1901秒、東経137度36分42.0490秒)

- 基点第 153号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園東側護岸に設置してある街灯
(北緯34度41分52.4400秒、東経137度36分34.7400秒)
- 基点第 154号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園南東角に設置した標識
(北緯34度41分44.4994秒、東経137度36分30.1159秒)
- 基点第 155号 浜松市西区舞阪町弁天島千鳥園北東角に設置した標識
(北緯34度41分41.3539秒、東経137度36分28.2146秒)
- 基点第 156号 浜松市西区舞阪町弁天島千鳥園南東角に設置した標識
(北緯34度41分36.0890秒、東経137度36分25.0663秒)
- 基点第 157号 浜松市西区舞阪町弁天島蓬莱園北東角に設置した標識
(北緯34度41分34.4292秒、東経137度36分24.0541秒)
- 基点第 158号 浜松市西区舞阪町弁天島蓬莱園南東角に設置した標識
(北緯34度41分25.2969秒、東経137度36分18.4625秒)
- 基点第 159号 浜松市西区舞阪町弁天島 1号鉄橋西側橋台北東角に設置した標識
(北緯34度41分20.1461秒、東経137度36分22.9866秒)
- 基点第 160号 浜松市西区舞阪町弁天島渚橋南東角に設置した標識
(北緯34度41分42.7542秒、東経137度36分24.8962秒)
- 基点第 161号 浜松市西区舞阪町弁天島蓬莱橋南東角に設置した標識
(北緯34度41分24.7260秒、東経137度36分14.0923秒)
- 基点第 162号 浜松市西区舞阪町弁天島蓬莱橋北東角に設置した標識
(北緯34度41分26.1892秒、東経137度36分14.8752秒)
- イ 基点第 153号と基点第 94号を見通した線上基点第 153号から 68メートルの点
- ロ 基点第 158号から真方位 114度00分 150メートルの点
- ハ 基点第 156号から真方位 117度00分 40メートルの点
- ニ 基点第 155号から真方位 117度00分 40メートルの点
- ホ 基点第 160号から橋上 30メートルの点
- ヘ 基点第 155号から基点第 154号を見通した線上基点第 155号から 30メートルの点

3 制限又は条件

のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県浜松市西区舞阪町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 特区第73号

2 免許の内容たるべき事項

- (i) 漁業種類 第1種区画漁業

- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県富士市鈴川地先
- (5) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (6) 点の位置
基点第 163号 田子の浦港東防波堤灯台
イ 北緯35度08分07.90秒、東経138度42分07.42秒
(基点第 163号から真方位 85度56.3分 200.2メートルの点)
ロ 北緯35度08分06.73秒、東経138度42分07.30秒
(基点第 163号から真方位 96度20.9分 197.9メートルの点)
ハ 北緯35度08分06.28秒、東経138度42分11.95秒
(基点第 163号から真方位 96度29.2分 316.4メートルの点)
ニ 北緯35度08分07.34秒、東経138度42分31.57秒
(基点第 163号から真方位 90度12.9分 811.1メートルの点)
ホ 北緯35度08分08.15秒、東経138度42分31.48秒
(基点第 163号から真方位 88度26.9分 809.1メートルの点)

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県富士市
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

定置漁業権

- 1 公示番号 定第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 静岡県熱海市伊豆山地先
 - (5) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - (6) 点の位置
基点第 1号 熱海市伊豆山伊豆山港伊豆山東防波堤に設置した標識
(北緯35度06分33.71秒、東経139度05分13.93秒)

- イ 北緯35度06分31.84秒、東経139度05分56.65秒
(基点第 1号から真方位 93度02.7分 1,083メートルの点)
- ロ 北緯35度06分08.67秒、東経139度05分37.62秒
(基点第 1号から真方位 142度08.0分 977メートルの点)
- ハ 北緯35度06分26.51秒、東経139度05分19.13秒
(基点第 1号から真方位 149度18.7分 258メートルの点)
- ニ 北緯35度06分42.86秒、東経139度05分34.62秒
(基点第 1号から真方位 61度42.6分 595メートルの点)

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県熱海市伊豆山
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第2号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市東海岸町地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 2号 熱海市東海岸町 13番地 84地先の防波堤に設置した標識
(北緯35度06分07.2263秒、東経139度04分58.2985秒)

- イ 基点第 2号から真方位 87度00分 100メートルの点
- ロ 基点第 2号から真方位 107度00分 700メートルの点
- ハ 基点第 2号から真方位 145度00分 800メートルの点
- ニ 基点第 2号から真方位 192度00分 150メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県熱海市
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第4号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市網代旭町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 4号、イ、ロ、ハ、基点第 4号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 4号 熱海市網代漁港丁場北堤防に設置した標識
(北緯35度02分57.8711秒、東経139度05分25.4685秒)

イ 基点第 4号から真方位 242度00分 250メートルの点

ロ 基点第 4号から真方位 326度00分 1,000メートルの点

ハ 基点第 4号から真方位 39度00分 1,200メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県熱海市網代
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第5号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市網代旭町長延寺地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 5号 熱海市網代長延寺南側網置場防波堤角に設置した標識

イ 基点第 5号から真方位 329度30分 420メートルの点

ロ 基点第 5号から真方位 32度30分 1,130メートルの点

ハ 基点第 5号から真方位 82度30分 1,140メートルの点

ニ 基点第 5号から真方位 315度00分 90メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

- 6 地元地区 静岡県熱海市網代
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第6号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
(2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県伊東市宇佐美地先
(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 6号 伊東市宇佐美通称黒っぺに設置した標識

イ 基点第 6号から真方位 18度00分 100メートルの点

ロ 基点第 6号から真方位 79度00分 700メートルの点

ハ 基点第 6号から真方位 133度00分 900メートルの点

ニ 基点第 6号から真方位 181度00分 200メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
6 地元地区 静岡県伊東市宇佐美
7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第7号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
(2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県伊東市川奈地先
(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 7号 伊東市川奈灯明平下の岩石に設置した標識

(北緯34度57分21.0189秒、東経139度08分37.3571秒)

イ 基点第 7号から真方位 304度00分 200メートルの点

ロ 基点第 7号から真方位 1度00分 800メートルの点

ハ 基点第 7号から真方位 64度00分 750メートルの点

ニ 基点第 7号から真方位 304度00分 50メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県伊東市川奈

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 定置漁業

(2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県伊東市富戸地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 8号 伊東市富戸港南防波堤先端に設置した標識

(北緯34度53分47.8218秒、東経139度08分00.1763秒)

イ 基点第 8号から真方位 53度00分 1,080メートルの点

ロ 基点第 8号から真方位 19度00分 860メートルの点

ハ 基点第 8号から真方位 14度00分 470メートルの点

ニ 基点第 8号から真方位 69度00分 520メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県伊東市富戸

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 定置漁業

(2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県伊東市赤沢地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 9号 伊東市赤沢通称赤岩に設置した標識

(北緯34度51分21.0610秒、東経139度05分08.3664秒)

イ 基点第 9号から真方位 116度00分 150メートルの点

ロ 基点第 9号から真方位 116度00分 800メートルの点

ハ 基点第 9号から真方位 159度00分 950メートルの点

ニ 基点第 9号から真方位 183度00分 300メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県伊東市赤沢

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 定置漁業

(2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡東伊豆町北川地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 10号、イ、ロ、ハ、基点第 10号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 10号 賀茂郡東伊豆町北川漁港防波堤に設置した標識

(北緯34度49分43.0570秒、東経139度04分33.8997秒)

イ 基点第 10号から真方位 14度00分 150メートルの点

ロ 基点第 10号から真方位 79度00分 830メートルの点

ハ 基点第 10号から真方位 119度00分 860メートルの点

3 制限又は条件

4 免許予定日 平成30年9月1日

5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで

6 地元地区 静岡県賀茂郡東伊豆町北川

7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第11号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡河津町見高地先
- (5) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (6) 点の位置
基点第 11号 賀茂郡河津町見高龍宮に設置した標識
(北緯34度45分07.0536秒、東経139度00分49.3447秒)
イ 基点第 11号から真方位 77度30分 710メートルの点
ロ 基点第 11号から真方位 96度00分 1,185メートルの点
ハ 基点第 11号から真方位 119度00分 985メートルの点
ニ 基点第 11号から真方位 92度40分 525メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県賀茂郡河津町見高、谷津、浜、縄地
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第12号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡河津町谷津地先
- (5) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (6) 点の位置
基点第 12号 賀茂郡河津町下河津漁港谷津防波堤に設置した標識
(北緯34度44分21.1469秒、東経138度59分58.9782秒)
イ 基点第 12号から真方位 137度54分 516メートルの点
ロ 基点第 12号から真方位 122度55分 1,503メートルの点
ハ 基点第 12号から真方位 143度27分 1,715メートルの点
ニ 基点第 12号から真方位 150度43分 758メートルの点
ホ 基点第 12号から真方位 146度52分 601メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県賀茂郡河津町見高、谷津、浜、縄地
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第13号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町妻良地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 13号 賀茂郡南伊豆町妻良天の窪の西にある岩石に設置した標識

イ 基点第 13号から真方位 240度00分 210メートルの点

ロ 基点第 13号から真方位 276度00分 1,150メートルの点

ハ 基点第 13号から真方位 297度00分 1,100メートルの点

ニ 基点第 13号から真方位 295度00分 150メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県賀茂郡南伊豆町
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第15号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県静岡市清水区由比西倉沢地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 15号 静岡市清水区由比西倉沢東名高速道路防波堤に設置した標識
(北緯35度04分50.5812秒、東経138度32分51.8842秒)

- イ 基点第 15号から真方位 70度00分 185メートルの点
- ロ 基点第 15号から真方位 87度00分 1,003メートルの点
- ハ 基点第 15号から真方位 128度00分 1,110メートルの点
- ニ 基点第 15号から真方位 138度30分 385メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県静岡市清水区由比西倉沢
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 定第16号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県焼津市田尻北地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 16号 焼津市田尻北地先に設置した標識
(北緯34度50分19.6384秒、東経138度20分10.3609秒)

- イ 基点第 16号から真方位 86度00分 650メートルの点
- ロ 基点第 16号から真方位 114度00分 850メートルの点
- ハ 基点第 16号から真方位 124度00分 170メートルの点

3 制限又は条件

- 4 免許予定日 平成30年9月1日
- 5 申請期間 平成30年5月28日から平成30年6月29日まで
- 6 地元地区 静岡県焼津市田尻北、田尻、一色、惣右衛門
- 7 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

備考 本告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備え付け縦覧に供する。
静岡県経済産業部水産業局水産資源課、静岡県水産技術研究所、同伊豆分場、同浜名湖分場
なお、各基点の緯度、経度は世界測地系で記載した。